

千葉市国民健康保険運営協議会における 会長代理の選任について

鳩川委員が委員を退任され、会長代理が不在となつたことから、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定に基づき、会長代理の選任をお願いするものです。

(参考)

【国民健康保険法施行令（抜粋）】

(会長)

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

規定では「公益を代表する委員」のうちから選任するとされているため、候補者は公益代表委員の4名となります。

＜候補者一覧＞

氏名	職名等	就任年月日
松浦 良恵	千葉商工会議所常務理事	R6. 7. 1
水谷 洋子	千葉市民生委員児童委員協議会副会長	R6. 7. 1
南 久志	千葉市保健医療事業団常務理事兼事務局長	R7. 6. 23
木内 千晶	千葉県立保健医療大学教授	R6. 7. 1